

2022年9月28日

各位

株式会社北洋銀行

ほくようサステナブルローンの商品ラインナップの追加について

北洋銀行は、本日より「ソーシャルローン(以下「SoL」)」「サステナビリティローン(以下「SuL」)」「ポジティブインパクトファイナンス(以下「PIF」)」の取り扱いを開始します。

SoL は、資金用途を「社会課題解決に資するプロジェクト」に限定する商品、SuL は資金用途を「環境改善効果のある事業(グリーンプロジェクト)かつ「社会課題解決に資するプロジェクト」に限定する商品です。いずれの商品も個別案件毎に第三者である外部機関より、国際原則等に適合している旨のセカンドオピニオンを取得する設計としています。

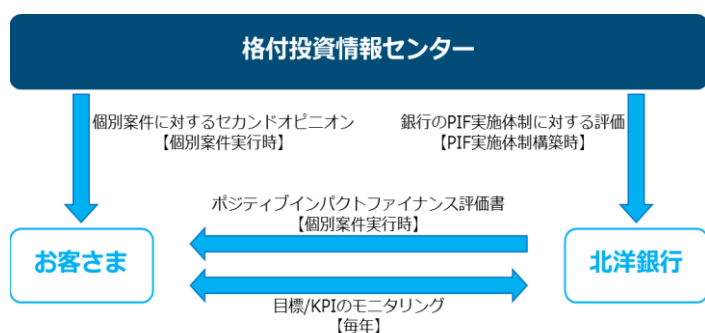
PIF は、企業活動が環境・社会・経済にもたらすインパクトを包括的に分析・評価し、ネガティブインパクトの緩和とポジティブインパクトの拡大について目標を設定し、その実現に向けた継続的な対話や支援を重視することでSDGs 達成に貢献していく金融手法です。国際環境計画金融イニシアチブが提唱するポジティブインパクト金融原則(以下「PIF 原則」)に則った設計としており、PIF 実施体制について、PIF 原則に適合している旨を株式会社格付投資情報センター様からセカンドオピニオン※を取得しています。

北洋銀行では今後も、ほくようサステナブルローン等を通じ、北海道を営業基盤とする金融機関として環境・社会面に前向きに取り組むお客さまを支援してまいります。

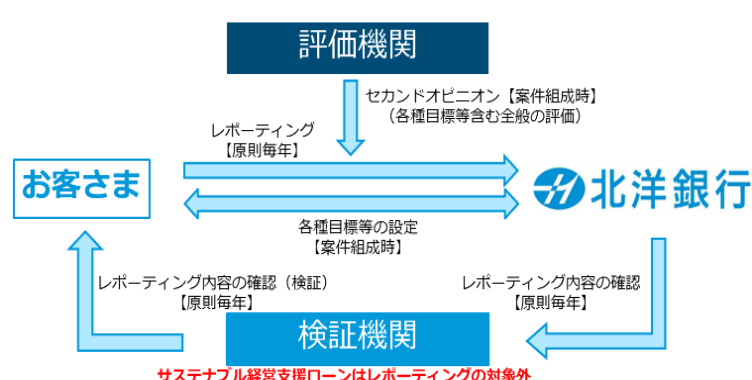
※ PIF 実施体制に対する株式会社格付投資情報センターの「セカンドオピニオン」は別紙をご参照ください。

記

【PIF のスキーム図】



【その他の評価書付き融資のスキーム図】



北洋銀行グループは、2018年12月「北洋 SDGs 宣言」を表明し、地域の持続的成長支援と社会的課題の解決に取り組んでおります。なお、SDGs に関連するプレスリリースには、該当するSDGsのアイコンを明示しております。
【SDGs】2015年の国連サミットで採択された、持続可能な世界を実現するための2030年までの国際目標。17のゴールと169のターゲットで構成される。

以上

【ほくようサステナブルローンの商品ラインナップ】

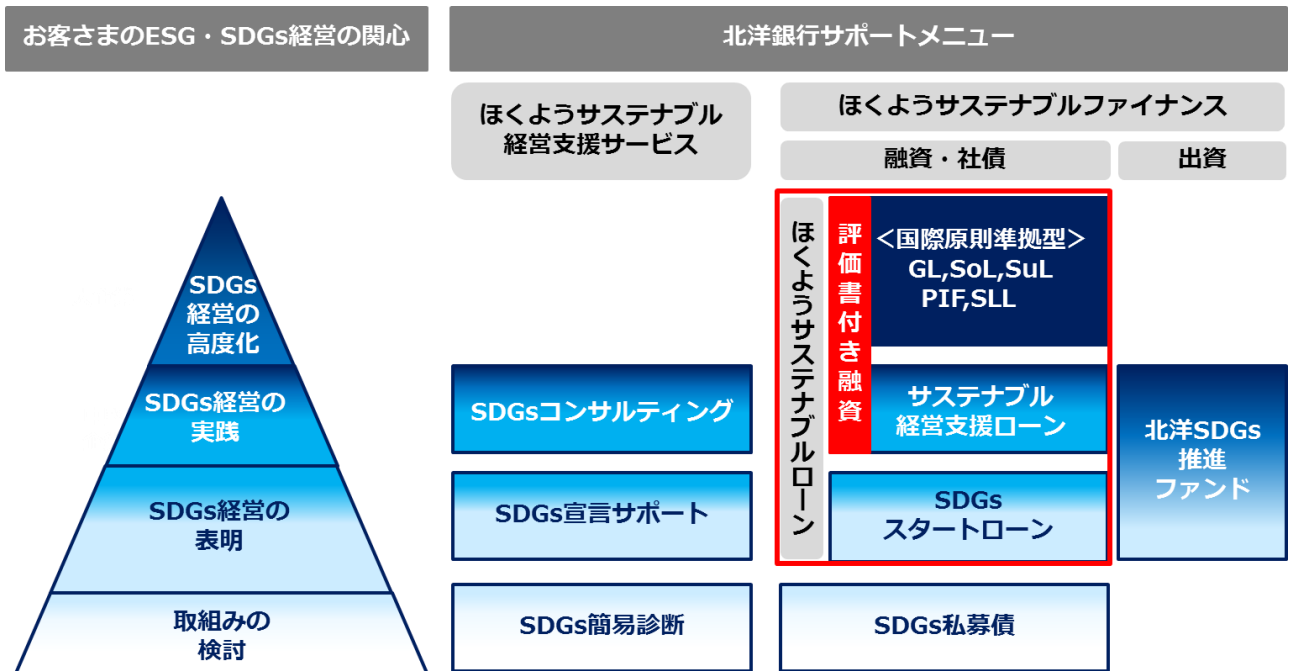
分類	「プロジェクト」評価型融資		
商品名	グリーンローン (GL)	ソーシャルローン (SoL)	サステナビリティローン (SuL)
金額	100百万円以上	100百万円以上	100百万円以上
資金用途	設備資金	設備資金	設備資金
概要	用途を グリーンPJ (環境や気候変動対策等)に限定	用途を 社会課題解決PJ (教育・医療・インフラ等)に限定	用途を グリーンPJ と 社会課題解決PJ の双方を含むものに限定
国際原則等	グリーンローン原則	ソーシャルローン原則	サステナビリティ・ガイドライン
評価機関	株式会社格付投資情報センター	株式会社格付投資情報センター	株式会社格付投資情報センター

分類	「企業の取組内容」評価型融資		
商品名	ポジティブインパクトファイナンス (PIF)	サステナビリティリンクローン (SLL)	サステナブル経営支援ローン
金額	100百万円以上	50百万円以上	30百万円以上
資金用途	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金
概要	SDGsへの貢献を金融機関が包括的に評価	野心的なESG関連目標を設定し 達成状況に応じて 金利が連動	ESG関連目標を設定し その 有意義性を評価
国際原則等	ポジティブ・インパクト金融原則	サステナビリティリンクローン原則	なし(オリジナル商品)
評価機関	北洋銀行 かつ株式会社格付投資情報センター	株式会社格付投資情報センター or 株式会社北海道二十一世紀総合研究所	株式会社北海道二十一世紀総合研究所

評価書付き融資

「企業の取組内容」評価型融資	
商品名	SDGsスタートローン
概要	当行の所定の審査によります 運転資金・設備資金
国際原則等	SDGs宣言サポート利用先に対し、金利を最大0.100%引き下げする なし(オリジナル商品)
評価機関	なし

【(ご参考) 北洋銀行のサステナブル関連のサポートメニュー】



”ESG・SDGs・サステナビリティに困ったら北洋銀行に相談しよう”
と思ってもらえるパートナーを目指します

株式会社北洋銀行

2022年9月28日

ポジティブインパクトファイナンス実施体制

ESG 評価本部

担当アナリスト：西元 純

格付投資情報センター（R&I）は北洋銀行のポジティブインパクトファイナンス実施体制について、国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）が制定したポジティブインパクト金融原則（PIF 原則）に適合していることを確認した。R&Iは北洋銀行が提供した情報と R&I が実施した手続きの範囲において、実施要領に示される業務プロセスは PIF 原則に準拠してデザインされ融資案件に適用されることを確認している。

1. 評価対象

(1) 経営戦略におけるサステナビリティ

北洋銀行は北海道に本拠地を置く地域銀行。道内では資金量・貸出金でトップシェアを維持し道内において金融インフラとして果たす役割は重要で、その事業活動が地域社会に与える影響も大きい。北洋銀行グループは 2020 年 4 月から取り組んでいる中期経営計画を策定した際に、人口減少の進展や地域産業が直面している問題等厳しさを増す環境を見据え、職員一人ひとりが果たすべき役割とそれを通じて北海道の未来に貢献する使命を明確にするため、経営理念を「お客さま本位を徹底し、多様な課題の解決に取り組み、北海道の明日をきりひらく」へと刷新した。「北洋銀行グループは、顧客の信頼の下にあることを意識し、顧客と地域の多様化するニーズや課題に最善の提案で応えることを通じて、北海道の未来に自ら挑戦し、困難に立ち向かっていく」としている。

北洋銀行は 2021 年 5 月に持続可能な地域社会・環境の実現に対する社会的な意識の高まりを受け、「CSR 基本方針」を発展的に見直し、新たにサステナビリティ方針を策定した。同方針のもと、「ESG 取組方針」および「SDGs に係る重点取組テーマ」を掲げ、全てのステークホルダーと地域社会・環境の持続的発展に貢献するとともに、北洋銀行グループの中長期的な企業価値の向上と持続的経営の実現に努めている。また、気候変動問題への対応として、「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）提言」への賛同も表明している。

地域企業のサステナビリティ活動を支援する体制も強化している。環境に配慮した取組みを行う企業をサポートする環境配慮型私募債「SDGs（エコ）私募債」や、「地域 ESG 融資促進利子補給制度」を取り扱うほか、2021 年 5 月から顧客の SDGs に対する取組み状況を整理し宣言書策定と取組みに向けたサポートを行う「SDGs 宣言サポート」を開始した。サステナビリティ・リンク・ローンについても外部機関に評価を依頼する外部評価型と自行で案件の採り上げ可否を判断するフレームワーク型に対応できる体制を構築している。ポジティブインパクトファイナンスは顧客の課題を分析し助言等を行う既存サービス「SDGs コンサルティング」の上位概念にあたる商品として位置付け、国際的な原則に紐づいた評価サービスを提供することで顧客のサステナビリティ活動への支援をより強化することを意図している。

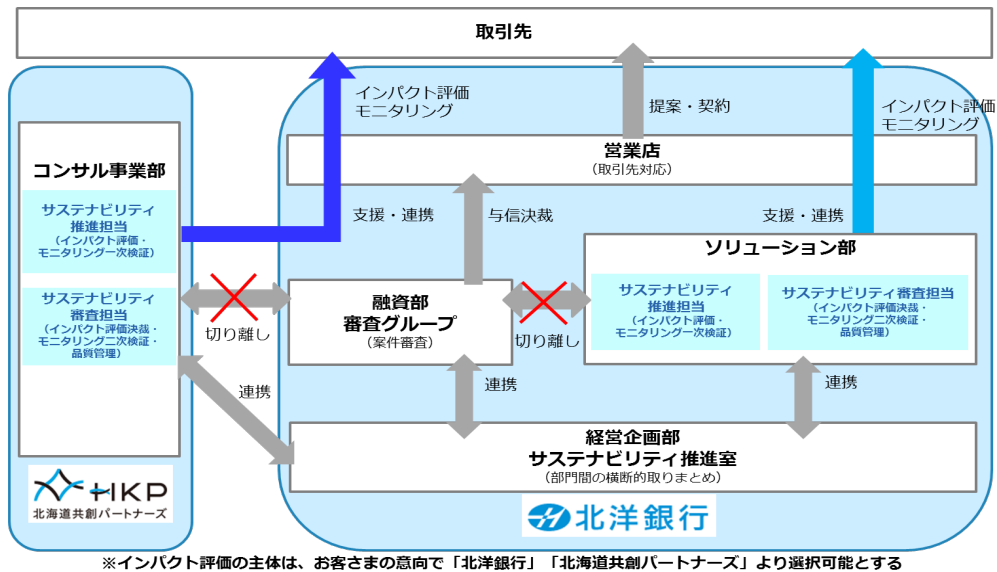
(2) インパクトファイナンスの業務管理体制

頭取を委員長とするサステナビリティ委員会が北洋銀行グループのサステナビリティに関する取り組み等を統括し、進捗状況や課題について定期的に協議する。同委員会での協議内容は定期的に取締役会に報告する体制である。同委員会の下には経営企画部サステナビリティ推進室が置かれ、具体的な取り組みを部門横断的に推進する。

PIF の実施体制は以下の通りである。経営企画部が北洋銀行グループのサステナビリティに関する基本方針や ESG 融資に対する方針を基にポジティブインパクトビジネスに関する支援を統括する。顧客への推進や評価等の実務は北洋銀行のソリューション部または子会社の北海道共創パートナーズ（以下、HKP）

が担当する。ソリューション部および HKP にはポジティブインパクトファイナンスを推進するサステナビリティ推進担当（以下、推進担当）とインパクトや KPI の審査を行うサステナビリティ審査担当（以下、審査担当）を配置する。ソリューション部と HKP の担当分担は SDGs コンサルティングサービス取り扱いを基準に決定する。インパクト評価は通常の与信審査と切り離れた判断が必要となるため、融資部は関与しない。推進担当が営業店と連携してインパクト評価に係る情報収集と分析を行い、評価書を作成した後、審査担当の確認を経て融資部が与信決裁を行う。PIF 実行後の年次モニタリングでは営業店と推進担当が協働し、顧客からの KPI 達成状況に関する資料徴求及びヒアリングを行い、進捗や次年度以降の方針について協議する。融資商品としての PIF の品質管理は審査担当が担い、実施体制についての外部評価を年に 1 回取得する。

■実務体制図



パターン	SDGsコンサル実施者	インパクト評価者	備考
1	銀行	銀行	インパクト評価者 = SDGsコンサルティング実施者
2	HKP	HKP	
3	なし	銀行 or HKP	

※SDGsコンサルを経ずにPIFを実行する場合、お客さまがインパクト評価者を選択（パターン3）

[出所：北洋銀行]

(3)業務プロセス

① インパクトの特定

インパクトの特定に先立ち、事業性評価の知見を生かして顧客の全体像を把握する。その際、環境・社会面に配慮した取り組みや推進体制等についてもヒアリングし、顧客の経営戦略におけるサステナビリティの位置づけを確認する。顧客の全体像に基づき、バリューチェーンの各段階におけるSDGs 諸課題へのプラス・マイナスの影響を洗い出し、顧客の事業活動が及ぼすインパクトを特定する。

特定したインパクトについて国際目線との整合性を確認するため、UNEP FI が提供する分析ツール「インパクトマッピング」を用いる。具体的には、「インパクトレーダー」が示す持続可能な開発の 3 つの側面（社会・環境・経済）を網羅する 22 のインパクトカテゴリ（次頁図参照）と国際標準分類（ISIC）等の業種の対応関係を調べ、顧客がインパクトを与えるカテゴリ（プラス/マイナス）、その度合い（大/小）、影響の内容を確認する。

顧客が活動する社会の要請を加味するため、バリューチェーン上のステークホルダーが属する国・地域におけるインパクトニーズを調べる。持続可能な開発ソリューションネットワーク（SDSN）が「持続可能なレポート」内で公表する各国の SDG ダッシュボード（次頁図参照）でインパクトニーズを確認する。顧客の活動が主に特定の地域を対象とする場合は、自治体が策定する各種計画等についても確認し、ニーズ分析を行う。

■ インパクトレーダー



■ SDG ダッシュボード



② インパクトの評価

特定したインパクト領域において顧客の取り組みを促進し進捗状況をモニタリングするための KPI（重要業績評価指標）と目標値を設定する。目標水準は、顧客のこれまでの SDGs に関する取り組み状況のほか、社会的に求められるレベルや追加性等を踏まえ、適切で意欲的になるよう設定する。

インパクト分析結果を顧客に共有し、インパクト領域や KPI、目標値の設定過程において認識をすり合わせる。「ポジティブインパクトの創出」と「ネガティブインパクトの低減」に資する KPI について協議し、可能な限り定量的な KPI の設定を検討する。

最終的に北洋銀行のサステナビリティ方針と照らし、インパクト領域と KPI を決定する。

③ モニタリング

KPI の実績を確認するため少なくとも年に 1 回顧客との面談の場を設け、達成状況をモニタリングする。達成・未達の要因を分析し、必要に応じて KPI の見直しを検討する。顧客の進捗を踏まえ、目標達成に向けた具体的取り組みを検討し、継続的に支援する。

2. 適合性の評価

北洋銀行は前項に示したインパクトファイナンスの業務管理体制や業務プロセスを「ポジティブインパクトファイナンスマニュアル」として文書化（非公開）している。R&I は北洋銀行が提供した実施要領の文書とそれに関連する情報、同行のウェブサイト等を閲覧し担当者への質問を実施した。また業務プロセスに関して融資案件への適用を観察し担当者への質問を実施した。R&I はこれらの情報と手続きの範囲において、実施要領に示される業務プロセスが PIF 原則の 4 つの事項それぞれについて準拠してデザインされ適用されることを確認した。PIF 原則に関しては UNEP FI が公表している関連文書やツールを適宜参照している。原則と主な確認事項は以下の通り。

原則 1 定義

ポジティブインパクト金融はポジティブインパクト・ビジネスのための金融である。

持続可能な開発の 3 つの側面（経済、環境、社会）のいずれにおいても潜在的なマイナスの影響が適切に特定され緩和され、なおかつ少なくともそれらの 1 つの面でプラスの貢献をもたらすこと。

ポジティブインパクト金融はこのような持続可能性の課題を総合的に評価することから、持続可能な開発目標（SDGs）における資金面での課題に対する直接的な対応策の 1 つとなる。

- インパクトの特定にはインパクトレーダーを活用する。インパクトレーダーは、持続可能な開発において特定の部分にフォーカスする施策よりも全体をとらえる施策（holistic approach）が有効であるとするポジティブインパクトファイナンスの考え方に基づき開発されたツールである。北洋銀行または HKP（以下、インパクト評価実施者）はバリューチェーン分析の結果をインパクトレーダーと突合し、顧客の事業活動がもたらすプラス・マイナスの影響を全体的に把握する。この分析に基づいて SDGs 達成に向けた目標設定を行うプロセスをとっており、PIF の定義に合った業務内容となっている。
- PIF の実行に際してポジティブインパクトの創出とネガティブインパクトの低減に資する KPI の設定について顧客と協議し、達成に向けた具体的な取り組みを検討した上でインパクト評価を決定する運営となっている。

原則 2 枠組み

ポジティブインパクト金融を実行するには、資金提供者（銀行、投資家など）が投融资対象となる事業活動、プロジェクト、プログラムあるいは事業主体から生じるポジティブインパクトを特定してモニタリングするための十分なプロセス、方法、ツールが必要である。

- インパクトの特定には、上述の通り UNEP FI が提供する「インパクトマッピング」「インパクトレーダー」を活用し、国際的な見方との整合性をとる。インパクトニーズは SDG ダッシュボード等のツールを活用して的確に把握する。
- 北洋銀行のサステナビリティ方針と合致するインパクトを特定した上で KPI と目標値を設定し、達成状況をモニタリングするプロセスがある（原則 4 参照）。
- インパクト分析と統合的な ESG リスク管理は確立していないが、TCFD 提言に基づくシナリオ分析を実施して機会とリスクの開示を進め、気候変動への対応方針を明確化している。気候変動リスクは事業活動や財務内容に影響を及ぼす可能性があることを認識のうえ、分析・評価・把握し、統合的リスク管理の枠組みの中で管理する体制の構築を進めている。
- インパクト分析は推進担当が実施する。事業性評価における豊富な経験を生かした SDGs コンサルティング業務を発展させて顧客の包括的なインパクト分析を行う。分析や KPI 等の妥当性を判断する審査担当には SLL の開発・運営に携わる専門人員を配置する。KPI の設定に SLL の野心性の考え方を取り入れる等経験を生かしている。推進担当と審査担当がそれぞれ専門性を発揮できる体制となっている。
- 推進担当はインパクト分析の詳細な業務プロセスを示した手順書を策定し、分析ツールの活用方法や評価上の留意点を明文化することで業務の一貫性を確保する。営業店と連携した案件推進により、行内での知見の共有を促進するとともに多様な顧客ニーズに触れることで商品としての品質向上を図る。
- 融資業務全体としては、営業店、推進担当、審査担当、融資部、経営企画部との連携により、既存業務の枠組みの中で PIF を効率的に運用する。ただしインパクト評価の判断に他の業務の影響が及ぶことを最小限に抑えるため、インパクト評価の決裁は通常の場合と切り離す運用としている。
- PIF の実施体制について年に 1 回外部評価を受け、実行時のインパクト評価、モニタリングの実施状況が適切であること等について確認し、必要に応じて内容を更新する。

原則 3 透明性

ポジティブインパクト金融の資金提供者（銀行、投資家など）は以下のような点について透明性の確保と情報開示が求められる。

- ポジティブインパクトとして資金調達した事業活動、プロジェクト、プログラムあるいは事業主体において意図したポジティブインパクトについて（原則 1 に関連）
- 適格性を判断し、影響をモニタリングし検証するために確立されたプロセスについて（原則 2 に関連）
- 資金調達した活動、プロジェクト、プログラムあるいは事業主体が達成したインパクトについて（原則 4 に関連）。

- インパクト評価実施者はインパクト分析の結果を評価書として顧客に提供するとともに、顧客が合意できる範囲において評価書の内容を公表する。評価の実施状況については独立した評価機関によるレビューを受け、その結果を PIF の実施概要とともに公表する。
- PIF の体制と業務プロセスに関しては R&I が独立した評価を実施し、それらの概要と評価結果を本オピニオンとして公表する。
- インパクトの達成状況を把握できるよう KPI については定量目標の設定に努める。北洋銀行または HKP は顧客に対し可能な限り KPI の開示を求めていく。

原則 4 評価

資金提供者（銀行、投資家など）が提供するポジティブインパクト金融は意図するインパクトの実現度合いによって評価されなければならない。

- インパクト評価実施者はインパクト領域毎に設定した KPI の達成状況を共有すべく顧客との面談を少なくとも年に 1 回実施する。実績を踏まえ必要に応じて目標の変更を検討するとともに、目標達成に必要なノウハウの提供やビジネスマッチングの提案等を通じて顧客のインパクト実現を支援する。
- 地域金融の事業特性や北洋銀行のサステナビリティへの取り組み姿勢を踏まえると、継続的に顧客の事業変化を支援するような融資が多くなることが想定される。このような場合、個別融資の実行による追加的な効果を測ることは難しい。インパクト評価実施者はインパクトを決定する際に、顧客の事業活動が地域社会に貢献する内容について考慮するフローを手順書に明示することで、可能な限り追加性を意識できる業務プロセスをとっている。

以上

【留意事項】

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全および社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関または民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとし、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとし、セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esp/index.html>）に記載しています。

R&Iと資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。